

〔参 考〕

制度の概要

1. 繊維製品品質管理士制度について

- ◆ 繊維製品品質管理士は、消費者に供給される繊維製品の品質、性能の向上を図ったり、繊維製品の品質等について消費者からクレームが出ないように、これらの製品の製造や販売を行う企業等のなかで活躍するスペシャリストです。

その英文名 Textiles Evaluation Specialist の頭文字 T. E. S. を取って T E S 『テス』の愛称で呼ばれています。

- ◆ T E S 資格を得るためには、一般社団法人日本衣料管理協会の行う認定試験に合格することが必要です。試験は、短答式試験 3 科目と記述式試験 2 科目の計 5 科目で行われます。合格科目の有効期間内（3 年）に 5 科目すべてを満たした人は一般社団法人日本衣料管理協会に登録され、繊維製品品質管理士証が交付されます。

短答式試験は、繊維製品の品質管理業務に携わるために必要な基礎知識及び技術の有無を判定するために、次の 3 科目の筆記試験により行います。

- ◇ 『繊維に関する一般知識』
- ◇ 『家庭用繊維製品の製造と品質に関する知識』
- ◇ 『家庭用繊維製品の流通、消費と消費者問題に関する知識』

記述式試験は、繊維製品の品質管理業務に携わるために必要な識見及び応用能力の有無を判定することを目的として、次の 2 科目の筆記試験により行います。

- ◇ 『事 例』
- ◇ 『論 文』

- ◆ 繊維製品品質管理士の登録の有効期間は 5 年です。登録後 4 年目に一般社団法人日本衣料管理協会の行う『登録更新のための試験』に合格して登録を更新することができます。

2. 受験資格について

この試験には受験を制限するものは一切ありません。学歴、年齢を問わず誰でも受験することができます。

■『T E S 制度推進協議会』は、繊維・ファッション関係の主要業界団体を構成メンバーとし、T E S 制度の運営とT E S 制度の普及を役割としています。

T E S 制度推進協議会

- ・日本化学繊維協会
- ・日本紡績協会
- ・日本羊毛紡績会
- ・一般社団法人日本染色協会
- ・日本カーペット工業組合
- ・一般社団法人日本絹人繊維物工業会
- ・日本毛整理協会
- ・全国シロセツ加工業協同組合
- ・日本綿スフ織物工業組合連合会
- ・日本毛織物等工業組合連合会
- ・日本織物中央卸商業組合連合会
- ・一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会
- ・全日本婦人子供服工業組合連合会
- ・一般社団法人日本ボディファッション協会
- ・全日本寝具寝装品協会
- ・日本被服工業組合連合会
- ・日本ニット工業組合連合会
- ・日本ニット中央卸商業組合連合会
- ・日本百貨店協会
- ・一般社団法人日本専門店協会
- ・公益社団法人日本通信販売協会
- ・全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ・クリーンライフ協会
- ・T E S クリーニング会
- ・一般社団法人繊維評価技術協議会
- ・日本繊維輸入組合
- ・公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
- ・公益社団法人全国消費生活相談員協会
- ・全国繊維工業技術協会
- ・繊維製品技術研究会（A T T S）
- ・繊維製品品質管理士（T E S）会
- ・倉敷ファッションセンター株式会社
- ・株式会社繊維リソースいしかわ
- ・一般社団法人日本繊維技術士センター
- ・学識経験者